

タチバナストックハウス信用取引取扱規程 新旧対照表

※下線部変更

新	旧
<p>第8条 委託保証金維持率と追加保証金 (略)</p> <p>2 委託保証金が前項に定める率または第5条第2項に定める額を下回った場合には、お客様はご自身で確認し、当社からの請求の有無にかかわらず、下回った日の翌々営業日<u>正午</u>までに、委託保証金率または額を回復するために必要な追加保証金（以下「追証」といいます。）を差入れるものとします。但し、委託保証金維持率が<u>(削除) 10%</u>を下回った場合には、その差入期限は下回った日の翌営業日 <u>15時</u>までとします。なお、お客様が上記の各差入期限までに建玉の一部を反対売買した場合には、当該建玉売買代金に30%を乗じた額を追証から控除するものとします。もしくは、差入れのあった損金相当額を追証から控除するものとします。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第9条 返済期日 (略)</p> <p>2 建玉の銘柄が、<u>下記に該当した場合に前項の返済期日は、当社が定める返済期日に変更できるものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>上場廃止、株式併合、株式移転、株式交換、株式分割、減資等の措置がとられた場合</u> (削除) ・<u>一般信用取引非取扱銘柄に指定された場合</u> ・<u>与信上問題ありと当社が判断した場合</u> ・<u>当社事務手続上の制約による場合</u> <p>前項の返済期日は、当社が定める返済期日に変更できるものとします。この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買または現引きもしくは現渡しを行うものとします。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第8条 委託保証金維持率と追加保証金 (略)</p> <p>2 委託保証金が前項に定める率または第5条第2項に定める額を下回った場合には、お客様はご自身で確認し、当社からの請求の有無にかかわらず、下回った日の翌々営業日 <u>15時</u>までに、委託保証金率または額を回復するために必要な追加保証金（以下「追証」といいます。）を差入れるものとします。但し、委託保証金維持率が <u>20%</u>を下回った場合には、その差入期限は下回った日の翌営業日<u>までとし、委託保証金率が10%</u>を下回った場合には、その差入期限は下回った日の翌営業日<u>正午</u>までとします。なお、お客様が上記の各差入期限までに建玉の一部を反対売買した場合には、当該建玉売買代金に30%を乗じた額を追証から控除するものとします。もしくは、差入れのあった損金相当額を追証から控除するものとします。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第9条 返済期日 (略)</p> <p>2 建玉の銘柄が、上場廃止、株式併合、株式移転、株式交換、株式分割、減資等の措置がとられた場合、<u>および当社により一般信用取引非取扱銘柄に指定された場合</u>、前項の返済期日は、当社が定める返済期日に変更できるものとします。この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買または現引きもしくは現渡しを行うものとします。</p> <p>3 (略)</p>